### 「子どもの権利条約」をいかに実践するのか 一保育・社会福祉・人権論から考える―

How might one advance the implementation of the Convention on the Rights of the Childs?

— Case Studies in the Fields of Early Childhood Care and Education,

Social Welfare, and Human Rights —

被谷 環 村上 満 本江 理子 KAYA Tamaki MURAKAMI Mitsuru HONGO Riko

2019 (平成 31) 年は、「子どもの権利条約」が国際連合で採択されてから 30 年、また、日本政府による批准から 25 年の節目にあたる。この間、全国では条約を具体化するための条例が制定され、条約の理念を実践しようとする教育機関や市民団体等の動きがあった。しかし、子どもをとりまく環境は、虐待や体罰、いじめ、貧困、犯罪などの報道からも窺えるように深刻な状況が続く。本稿は、保育学・社会福祉学・憲法学の研究者が、子どもの成長発達段階に配慮しながら実践された事例について、それぞれの研究手法を用いながら紹介・考察するものである。そこには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という「子どもの権利条約」の理念をいかにして実現できるか、という共通の問題意識がある。

キーワード:子どもの権利条約、保育実践、学習支援、子ども食堂、子ども参画

#### 1. はじめに 一問題の所在と本稿の目的―

一すべての子どもたちは愛され、教育を受け、いのちをまもられなければならないという、 情熱をこめ人生をかけた訴えは、世界の各地で子どもを守る活動をしている人々に勇気を あたえつづけているのです。

トメク・ボガツキ作/柳田邦男訳『コルチャック先生 子どもの権利条約の父』 (講談社、2011年)

「子どもの権利条約」の理念に多大な影響を与えた、ヤヌシュ・コルチャック (ヘンリク・ゴールドシュミット) を紹介する絵本の一節である。

「子どもの権利条約」は 1989 年 11 月 20 日、国連総会において全会一致で採択された。日本は、1994 年に同条約を批准している。 2015 年 10 月 1 日にソマリアが 196 番目に批准したため、未締約国はアメリカ合衆国のみとなった(2019 年 2 月現在。ただし、アメリカは 1995 年 2 月 16 日に「署名」済み)1。

「子どもの権利条約」は、前文と全54条からなり、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを柱とする。子どもの権利に詳しい荒牧重人によれば、同条約は、「子どもが一人の人間として成長・自立していくうえで必要な権利をほとんど規定している」<sup>2</sup>。

同条約 44 条 1 項は、締約国の義務として、同条約 43 条により設置された国連子どもの権利委員会に対して、条約中の権利の実現のためにとった措置や進歩について報告する義務を負う3。2019 年 2 月 1 日、同委員会は、2017 年 6 月に提出された第 4 回・第 5 回の日本政府報告書に対し、総括所見を発表した。それによれば、2016 年の児童福祉法改正、2014 年の「子供の貧困対策に対する大綱について」の策定等は歓迎される一方、多くの懸念事項があると指摘された4。具体的には、「III 主な懸念領域と勧告」(Main areas of concern and recommendations)のなかで、「緊急の措置が取られなければならない」("urgent measures must be taken")領域として、差別の禁止(non-discrimination)、子どもの意見の尊重(respect for the views of the child)、体罰(corporal punischment)、家庭環境を剥奪された子ども(children deprived of a family environment)、リプロダクティヴへルスとメンタルへルス(reproductive and mental health)、少年司法(juvenile justice)である5。

グローバル化や情報化の進展により、社会を構成する人々のくらしや価値観は多様化し、子どもを取り巻く環境と取り組むべき問題は複雑多岐にわたる。そのような現代の日本において、「子どもの権利条約」で認められた子どもの権利を保障し実現するのは、容易なことではないかもしれない。しかし、実際に子どもたちに寄り添い、その訴えに耳を傾けていくと、そこには子ども特有の課題があること、その課題を解決する手段として子どもの権利を獲得する必要性に気づく。

本稿は、本学子ども育成学部に所属する3名の教員が、それぞれの研究で直接関わりをもった 実践事例を紹介することで、子どもの権利を拡充するための議論の素材を提供しようとするもの である。そのために、保育学を専門とする本江理子が、とくに「食」を通した乳幼児期の子ども の主体性のはぐくみと個人を尊重する保育実践を紹介し、「子どもの権利条約」の理念を保育の 視点からアプローチする。

続いて、社会福祉学を専門とする村上満が、「子どもの貧困」という視点から「子どもの権利条約」を捉え、そのアプローチとして本学学生による学習支援事業と子ども食堂の2つの活動実践について紹介する。

最後に、憲法学を専門とする彼谷環が、子どもたちが意見表明権を行使し、子どもたち自身で「子どもの権利条例」をつくろうとする、その発案から完成に至るまでの政策形成過程について紹介する。

# 2. 保育という営みの中で —生きる権利と育つ権利 そして、参加する権利へ— (1) 命を守る

「子どもの権利条約」をいかに実践するのかという問いに関しては、2017 (平成29)年3月に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、理念として明白に示されていると考える。

保育所保育指針には、「保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要」6とある。全ての保育施設において、養護と教育を一体的に行っていくことは、日本の保育の基本である。養護の部分には、生命の保持と情緒の安定が図られることが示され、そのことを大前提として、全ての保育施設で教育が行われている。

また、3 法令が新しく改定・改訂されたポイントの1つとして、近年の動向から、アレルギー疾患への対応、食育の充実、事故防止、災害の備えなどの内容が修正、加筆されたことが挙げられる。特に、事故防止や災害の備えなどは、新たに追加された箇所も多く、命の尊厳に重きをおいていると推察される。

#### (2) 乳幼児期にふさわしい生活を支える

幼稚園教育要領は、「家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなること」7を期待して定められている。また、「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる」8とある。乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、「環境を通しての保育」や「主体的な活動を通しての遊び」を保育者がいかにデザインしていくかという点が重要であるだろう。全ての保育者が、この難題に日々取り組んでいると推察される。

子どもの権利条約をいかに実践するのかに関して、保育現場の実際を文献調査や取材 (インタビュー調査) を通して以下にまとめていく。

#### (3)「食」を見直す

子どもの心と体を支えているのは、「食べる」ことであろう。人間は、他のいのちを体に取り込んで、生命を維持しており、食べ物が子どもの身体を作っている。子どもの主体性を育む保育環境として、「食」への取り組みを考えていきたい。

#### ① 保育現場における食育

保育現場における「食育」は、2005(平成17)年に、「食育基本法」(平成十七年六月十七日 法律第六十三号)が制定され、2008(平成20)年には、保育所保育指針(平成二十年厚生労働省 告示第百四十一号)においても、「第5章健康及び安全 3 食育の推進」として掲げられたこ となどから、少しずつ意識が高まってきたと考えられる。

2017 (平成 29) に改定された保育所保育指針 (厚生労働省告示第百十七号) の、第3章 健康 及び安全、2 食育の推進 においては、「(2)食育の環境の整備等」として、「イ 保護者や地域の多 様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の 下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること」<sup>9</sup> とあり、地域との連携も求められている。

#### ② 認定こども園さざなみの森 10 有機野菜の「食べ手」としての取り組み

以下、園長 難波元實のインタビュー内容を、取材メモを基にまとめていく。

#### くさざなみの森とは>

認定こども園さざなみの森(以下、さざなみの森と表記)は、東広島の里山の斜面地を園地とし、その傾斜を利用して園舎や園庭が作られている。農家、田んぼ、畑、小川、ため池、神社など、日本の田園風景が残るその自然に囲まれた環境が、子どもたちの原風景になればと願っている。

#### <認定こども園への移行 「食」について考える>

2011 (平成 22) 年、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する際、「給食」をどのような形にしていくかが、大きな課題であった。その際、「食」とは何かをもう一度じっくり考えたところ、「手作りが当たり前」「新鮮で体にいい食材を厳選する」「食べ物ができるまでのプロセスが見える」「作り手の思いが染み込んだ食べ物を味わう」といった給食にしたいとの思いがはっきりしてきた。

#### <地域の資源を活用する>

当初は、実現可能な方法として、給食事業者に委託する案も考えていたが、検討の結果、「作り 手の思いが染み込んだ食べ物を味わう」ため、自園給食を行うことにした。そして、たまたま出 会ったアレルギーをもつ人たちのための食堂を経営していた方に相談すると、話が盛り上がり、 自園給食の作り手になってもらえないかと打ち明けたところ、承諾してもらうことができた。す ばらしい給食の作り手を職員として迎えることとなる。

地域に根ざした保育を行ってきた難波は、近隣の有機野菜農家とも相談を重ね、旬の食材を提供してもらうことになり、目指していた「新鮮で体にいい食材を厳選」した「手作りが当たり前」の給食に近づくことに成功した。また、白米や玄米を地域の農家から直接購入し、地域の消費循環や調和を大切に考えた夢を実現している。

#### <味覚を育てる>

地元の有機野菜や調味料などを厳選し、子どもの味覚を育てている。調理室では、泥付き野菜を洗うところからはじめ、おやつも毎日手作りしている。「化学調味料や合成添加物、白砂糖を使わない」「調味料や加工品、お菓子類は原料をチェックする」「昼ごはんは、ごはんと味噌汁で和食を基本とする」「地元の有機・無農薬野菜をたっぷりいただく」を大切にしている。

#### <さざなみの森 食に関する活動>

- A. ごはんの部屋(給食室)と子どもたちの交流
  - ・子どもが覗けるごはんの部屋(給食ができるまでのプロセスを見る)
  - ・実際に手伝う(豆の皮をむく 米をとぐ など)
- B. 地域の農家さんの野菜や卵、調味料の販売 マルシェを開催
  - ・玄関で旬の余剰分の野菜や卵を無人販売
  - ・園で使用している調味料の紹介販売
- C. 食べられる園庭

- ・菜園 プランター 実のなる樹
- D. 田んぼで米を育て、畑で野菜を育てる 採れたてをクッキングする
- E. 地域へ散歩に出かける
  - ・野草摘み ・よもぎ団子作り ・農家でヤギや鶏と触れ合う など

#### <あたたかさ>

取材当日(2018年12月10日)は、さざなみの森の日常の保育も見学した。年長組のクラスでは、保育室内で子どもたち自身が米を研ぎ、力を合わせて電気釜をセットする姿が見られた。電気釜から湯気がたち、米が炊ける匂いのする保育室は、まさに家庭である。子どもが育つ環境として保育施設に家庭的なあたたかな要素があることは、情緒の安定につながり、そのことが子どもの活動への意欲を支えるであろう。

#### (4) 一人ひとりを大切にする保育

#### ① 子どもの主体性・個性を育む物選び

さざなみの森の $0\sim2$ 歳児クラスで使用されている食器は、乳児が「自分1人で」食べることを可能にする配慮がなされている。内側に緩やかなカーブがあり、スプーンが皿のふちに引っかかりやすい形になっているため、スプーンで食べ物をすくう手助けになる。また、UVカットのオリジナルデザインの帽子は、つばをさまざまな箇所で止めることができるデザインになっており、自分好みの形に変えることができる。実際、子どもたちは、一人ひとり、思い思いの形にした「私の帽子」をかぶって登園していた。物的な環境を整える際にも、子どもの主体性や個性を重んじていることが伝わってくる。

#### ② その子の"今"を保障する

さざなみの森に子どもを通わせている保護者 Y さんからは、「うちは、卒園した現在小 2 の長男、年中の次男、2 歳児クラスの長女、1 歳児クラスの次女と 4 人の子どもがいますが、それぞれ違うタイプです。特に、年中の次男はこの園でよかったと思っています。寒い時期もタンクトップ 1 枚で走り回り、水や泥だらけになって遊んできます。先生方の手を焼かせることも多いと思うのですが、園長先生をはじめ、周りの先生方がみんなうちの子どもたちのエネルギーの強さをポジティブにとらえてくださっているので、本当に恵まれた環境で保育していただいていると思っています」との話が聞かれた。

Y さんの娘である 2 歳 A 子を観察しようと探し始めると、12 月の曇り空の下、上着を着ることなく肩にかけて外に出てきたところであった。保育者の話が終わると、やはり、上着を着ることなくテラスに置いたまま、颯爽と広い園庭に飛び出していき、観察者は追いかけることもできなかった。

多くの保育現場では、外に出る際に、「上着を着用する」指導をするであろう。しかも、基本的生活習慣獲得の観点から、多くは「自分で上手に着ることができる」という点に重きをおいた指導がなされる。また、寒い季節に上着を着ずに飛び出していく子どもを見かけた場合は、引き止めて着用をうながすと想像されるが、さざなみの森の保育者は、A子の「自ら環境に関わろうとする姿」の方を大切にしたのではないかと推察する。その子にとっての"今1番"の思いを汲んだ関わりは、子どもの心持ちを丁寧に育て、主体性を高めていくだろう。

#### ③ 一人の世界から みんなの世界へ

A 子を見失ってから 15 分程後、脱ぎ捨てられている黒いブーツを小屋の中に見つけた。そのブーツには見覚えがあったため、辺りを見回すと、近くの砂場で裸足の A 子が 1 人でいるところを発見した。砂場でシャベルと木の棒を持って佇む A 子に、「何してるの?」と声をかけると、「うーん。料理? …考え中」との言葉が返ってきた。

彼女の世界を大切にしようとするさざなみの森の保育者たちは、目の端にA子を入れながらも、何も語りかけることなく見守っていたのではないかと推察される。観察者の安易な声かけは、A子の世界を邪魔したのではないかと心配である。

「みんな仲良く」という理念のもとに行われている保育施設では、友だちと一緒に遊ぶことこそが一番大切とする風潮がある。しかし、みんな仲良くの前には、一人の世界が保障され、「探索活動をする」「じっくりと何かに取り組む」「物と対話する」時間が必要であり、その試行錯誤の中に、学びの原点があると考える。その上で、友だちや友だちのしていることに興味を持ち始め、少しずつ協同していくのではないだろうか。

#### ④ 豊かな環境が育むもの

改定された3法令には、育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つが掲げられているが、幼児教育と小学校以上の教育を貫く柱を明確にするため、小学校以上の教育現場と同じ文言が使用されている。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目も示された111213。10の姿は、決して就学までの到達目標ではなく、カリキュラム・マネジメントを行うことによって、5歳の生活の中で見えてくるであろうと予想される姿である。乳幼児期の主体的・対話的で深い学びが、小学校以上の教育の基礎となる。よって、乳幼児教育においては、能力論的発達観ではなく、行為論的発達観に基づくものであることを忘れてはならない。

例えば、さざなみの森の保育においては、自然の中で五感を刺激しながら育まれる感性や、傾斜のある園庭で育つ、たくましく、しなやかな体など、多くの姿が見えてくるだろうと推察される。小学校以上の教育の基礎を培うための場として、さざなみの森は十分な環境が整えられているだろう。

このことを裏付ける実践事例は、他にも数多く報告されている。大豆生田 (2014,2016) は、レッジョエミリアにおけるプロジェクトアプローチやドキュメンテーションを取り入れた保育や乳児を丁寧に見つめた事例、地域を巻き込んでいく事例など、日本全国の特色ある 20 近くの保育施設を紹介し、子ども主体の保育についてまとめている<sup>14</sup>。また、宮里 (2018) は、主体的・対話的で深い学びへと誘う「環境による保育」の例として、10 施設の環境を分析、紹介している<sup>15</sup>。また、松本 (2018) は、大学附属幼稚園が、森の幼稚園になっていくまでの過程を紹介し、自然に抱かれて育っていく子どもたちの姿を細やかに描き出している<sup>16</sup>。

「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えるという、子どもの権利条約の一般原則は、 保育の原点である。子どもの「やってみたい」を支えるために、子どもが自ら関わりたいと感じ る環境をデザインしていく保育実践を今後も探っていきたいと考えている。

#### 3. 福祉という営みの中で-子どもの well-being を高めるとは 4 つの権利を保障すること-

言うまでもなく、「福」も「社」も「幸せ」を意味することから、「福祉」とは、「人を幸せにすること」であり、誰もがよりよく生きるという意味で、今日では「well-being」が用いられるようになっている。このことは、日本国憲法第 25 条の「生存権保障」および第 13 条の「幸福追求権」の保障のもとに成り立っていると言える。また原田 (2014:11) 17 は、福祉を「<u>ふ</u>だんの <u>く</u>らしの <u>し</u>あわせ」と表記することで、単なる語呂合わせではなく、ノーマライゼーション(常態化)の原理を具現化したメッセージを伝えることができるとしている。ただし、その基盤には「人権と平和」が不可欠であるとし、したがって普段からの幸せづくり、"well-being" にどう参画していくかが、豊かな福祉観の形成にもつながるとしている。

そこで本節では、子どもの福祉、すなわち子どもの幸福の実現に向けた実践を行うことが、子どもの権利条約における4つの権利(「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)、すべてを保障していくことにもつながるであろうといった観点に立ち、文献等とともに、大学生という立場(強み)を活用した教育と福祉実践の活動を紹介するものである。

#### (1)「子どもの貧困」から捉える "well-being"

「子ども期の貧困が成人後の well-being に与える負の影響を示している」との阿部 (2011) 18 の指摘後、2013年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年には「子供の貧困対策に関する大綱について」の閣議決定がなされ、全国で子どもの貧困対策の計画が策定され始めた。なかでも、2017年に日向市(宮崎県)が策定した『日向市子どもの未来応援推進計画』の基本理念には、「子どもの貧困」が子ども(18才未満の者)の成長に影響する、①経済的な困窮(生活困窮)、②親子の生活・心身の成り立ちに寄与する環境と選択肢の欠如(社会的排除)と位置づけられ、「子どもの幸福(well-being)を追求する自由の欠如・権利の不全」と定義されている。

このように「子どもの貧困」を捉えてアプローチする場合、松本(2008:49)は、「子どもを人生の主体として捉えると同時に、発達の主体として理解することが重要である」としている<sup>19</sup>。また、かかる理解に立つことで、成長や発達権の侵害という「子どもの貧困の本質(同:38)」に焦点化もできるとしている<sup>20</sup>。

残念なことに、2017(平成29)年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、「子どもの貧困率」は、2.4ポイント下がり、12年ぶりに改善したとはいうものの、7人に1人にあたる13.9%(2015年調査時点)であると報告された21。特に、ひとり親家庭となると、2人に1人にあたる50.8%が貧困ライン(1人世帯年収の場合は122万円)以下の生活を余儀なくされているというわが国の実態も明らかとなっている。そこで、このような状況の中、子どもの貧困対策として、全国で取り組まれているものに「学習支援」と「子ども食堂」を挙げることができる。

#### (2) 富山市生活保護世帯等「学習支援事業」への参画 - 自立支援と学習機会の保障 -

厚生労働省の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書 (2013) 22 では、「貧困の連鎖」という観点から、生活困窮と低学歴・低学力の問題には相関が あると指摘されている。そして、その貧困の連鎖を防止するためには、義務教育段階から、生活 保護世帯を含む貧困家庭の子どもに対する学習支援等を行っていく必要があるとしている。

そこで、2013年の「生活困窮者自立支援法」成立により、「生活困窮家庭への子どもへの学習支援事業」が任意事業として位置付けられ、2015年から全国の市町村で展開され始めたところであるが、未だ全体の56%にあたる504自治体(2017年度時点)で実施されているに留まっている<sup>23</sup>。 内閣府の「子供の貧困対策に関する大綱」(2014)でも、当面の重点施策の1つに「教育の支援」が位置付けられ、学校を貧困対策のプラットフォーム(連結点)にしたい考えである。

このような状況の中、富山県富山市(中核市)は、すでに2012年から生活保護世帯と児童養護施設の子どもたちが、高等学校等へ進学し、充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望を持って就学・就労できるようにと、小(高学年)・中・高校生を対象として支援してきた。

2019年1月現在で 対象となる生活保護世 帯は、計53世帯(子 どもは95名:主に小 中学生)に、学習支援 員が訪問する形で家庭 に入り込んでいる。

また、高校生活に馴染めず、低学力のため 学習意欲が低下し、不 登校等になるのを防止 する目的で、駅前の市 民交流館市民学習コー ナーにおいて、学習や 進学、生活の相談支援 を行う場(やわやわカ

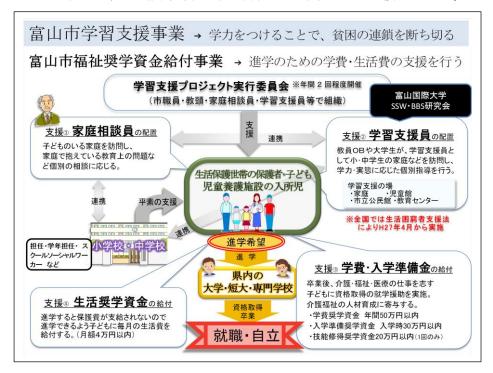


図1 富山市学習支援事業の仕組み (市作成のものを筆者改変)

#### ① 富山市の直営事業に本学の研究会が「学習支援員」として派遣

フェ)を大学生2名が担当し、その運営を市の家庭相談員とともに行っている。

学習支援事業には欠かせない構成員である学習支援員として、本学の大学生(今年度は 8 名)がこれまで参画してきた。このことは、2013 年の富山国際大学 SSW・BBS 研究会<sup>24</sup> の発足以来、毎年主体的に取り組んできていることであり、延べ人数は 34 名にものぼる。公民館等を活用しての集合型の学習支援スタイルとして、大学生が携わるケースは全国的にはよくある。しかし、大学生が家庭に入り込んで、個別に学習支援を行うスタイルは全国でもほとんどない。そのような現場に、大学生を派遣できているのも、生活支援課(生活保護係)をはじめ教育委員会等で構成される学習支援プロジェクト委員会にも認められているからこそと考えている(図 1 参照)。

② 「教育と福祉のハイブリッド」を掲げる子ども育成学部で学ぶ学生の強みを活かした教育と 福祉実践の活動 -4 つの権利を保障することの大切さを学ぶ活動の原点-

本学は、2009年から「教育と福祉のハイブリッド」を掲げた子ども育成学部を開設して以来、10年間にわたり、明日の教育・保育・福祉を担う子ども育成の専門職養成に一貫して取り組んできている。具体的には、小学校・幼稚園教諭をはじめ保育士や保育教諭、そして社会福祉士とし

て、子どもたちの思いに耳を傾け、子どもたちにとって安心できる居場所となりうる人材を目指している。例えば、保幼小の接続に強い専門職をはじめ、発達障害等、特別な支援を必要とする子どもに強い専門職、ひとり親支援をはじめ児童虐待や不登校や貧困対策に強い専門職等、複眼的視点・視野を持って現場で対応できるという強みを持つ、まさに今後求められる人材である。

そのなかでも、富山国際大学 SSW・BBS 研究会は、原則として「スクール(学校)ソーシャルワーカー教育課程」で学ぶ会員たちで構成されており、研究会の会員は、(a) 小学校での教育実習を終えていること、(b) 社会福祉士としての相談援助実習を終えていること、(c) 将来、①②いずれかの分野で働く強い意志があること、といったこれら(a) ~(c) すべてを満たす学生である。このような高い意欲と意識を持って履修する学生たちだからこそ、高い倫理観や職業観も持ち合わせていると考えられ、したがって、子どもの権利条約の理念をいかに実現していくかといった問いに対しても、最も理解できる立場にこの学習支援員はいるのではないかと考える。

すなわち、学習支援事業を通じて、生活保護のもとで暮らす子どもの現実を目の当たりにすることは、まさにそこに、「生きる権利」やその中で「育つ権利」そして、「守られる権利」が最低限保障されていなければならないことを知る貴重な機会となる。そして、生活困窮と低学歴・低学力が貧困の連鎖を助長しているという問題は、改めて学習機会という場への「参加する権利」を保障していくことにつながることであり、一連の子どもの権利条約の理念を実現していくための原点となる活動の要素が、この学習支援事業にはすべて詰まっているものと考えられる。

したがって、子どもの発達という観点からは、教育が大きな位置を占めると考えられるが、子どもの生活は、世帯の生活と一体となっていることが多いため、子どもの発達権を保障する上では、福祉的な生活支援も欠かせない<sup>25</sup> としている。岡部(2013:39)は、子どもの教育を保障するためには、広範な政策が必要であり、福祉と教育が連携することが大きな意味を持つといえる<sup>26</sup> としている。

何よりも、子どもたちにとっては、大学生という成人になったばかりの身近な大人の存在のもとで、縦(親や先生)でも横(友達)でもない、"ななめの関係"といった関係性の中での、主体的な学びが、脱貧困に向けた次なるステップとしての自立の意欲を引き出すことにもなると思われ、大学生によるこの学習支援活動は非常に重要な意味を持っていると言える。

#### (3)学生主体の大学発子ども食堂『ちょっこ おいでま こども食堂キャンバス」開設構想

今、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを子どもたちに提供する「子ども食堂」の取り組みが、地域の力で全国各地に広がっている。厚生労働省や内閣府は、子どもの貧困対策の1つとして位置づけたりしているが、農林水産省は、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供し、コミュニケーションや豊かな食経験を通じて、食の楽しさの実感を与えて精神的な豊かさをもたらしていると考えており、多様な暮らしに対応した食育を進める上で、大きな意義を有していると捉えている27。

このような状況の中、本学 SSW・BBS 研究会は、2017 年から大学生という立場(強み)を生かした「学生主体の子ども食堂」の運営ができないかを模索し始めた。具体的には、前述の生活保護世帯の学習支援事業を利用する子どもたちや県内の子ども食堂の利用者等からのニーズ調査をもとに、3つのレベルから「大学生として今できること探し」を盛り込んだ提言案をまとめた<sup>28</sup>。

#### (a) ミクロ (個人)・レベル: 個人が子ども食堂に求めるものに着目した調査

生活保護世帯の子どもたちからは、①学習面の支援、②生活面の支援、③信頼関係の構築、保護者からは、①養育の支援、②相談の対応、③精神的ケアという各3つの支援ニーズを抽出した。また、県内7ヶ所(2017年時点)の「子ども食堂」の運営者と利用者からは、①食育や子育て相談の場、②交流の場、③遊びの場、④情報の提供という4つの新たなニーズを抽出した。このことをふまえ、これからの貧困家庭の支援や子ども食堂は、多面的な視点に立ち、より多機能を兼ね備えた新たな支援のスタイルが求められるとした。

#### (b) メゾ (組織)・レベル: 県内の子ども食堂の機能に着目した調査

現在の県内の「子ども食堂」は、「食事をする」だけが多いが、新たに「学習支援」や「地域の居場所」としての機能を加える必要がある。今後は、子どもや学生、地域住民が世代を超えて集まる子ども食堂、地域食堂といった付加機能を保有する「場」を展開していくことが求められるとした。

(c) マクロ(地域)・レベル:子どもの貧困支援計画等、県内の市が策定した計画の調査 県内3市からは、①無償で勉強を学べる支援、②安心して通える居場所、③子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービスの3つの共通ニーズを抽出した。このことから、「学習面での支援」機能を持った子ども食堂をはじめ、地域の実情に応じた「場」の創出を計画の中に位置づけるためにも、さらなるソーシャルアクションが求められるとした。そして、新潟県(新潟市)の学生らで運営している「そらいろ子ども食堂」のように、大学生が主体的に活動する場を持つことも、今後の自分たちができる新たな展開の1つであるとした。

上記の提言をもとに、研究会として、改めて実現に向けた熟議をかさねた結果、2019 年度からの開設を目指すこととなった。そこで今年度は、そらいろ子ども食堂(新潟市)の視察をはじめ学習会を兼ねた交流会を開催するとともに、実行委員会組織「ちょっこ おいでま こども食堂キャンバス実行委員会」も結成した。また、県内の子ども食堂らでつくる「県子どもほっとサロンネットワーク」にも加盟して、より県内のネットワークの活性化を図るために、情報交換の場を企画しようと、「子ども食堂サミット in 富山」も実施したところである。

今後は、2回のプレオープンによる反省と改善点の見直しを経て、次年度からの本格実施に備えていくという予定となっている。前述の学習支援事業同様、学生らが主体となって、「子ども食堂」を運営していこうとする一連の活動は、まさに「食」を通じて、一人ひとりが自分らしくいられるための地域の"やさしい(優しい、易しい)"居場所づくりを実践していくことそのものである。食の交流をきっかけとして、「生きる力」を「育む」ことはもちろんのこと、何よりも安全な環境のもとで、「守られている」という安心感とあたたかい雰囲気も感じられる中で、「参加しやすい」という場を保障していくことを知る絶好の機会にもなる。

このように、子ども育成に関わる専門職になっていく大学生自身が、近未来のよき大人のモデルとして、子ども食堂に関わっていくことは、子どもの権利条約の 4 つの権利 (「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」) を保障していくことにもつながり、まさに生きるための原点なる要素が、この「子ども食堂」にはたっぷり詰まっているのではないかと考える。

#### 4.「子どもがつくる子どもの権利条例」の試み 一参加する権利の実践―

#### (1)「とやま子どもの権利条約ネット」の設立と構成

「子どもの権利条約」の存在とその理念を学んだ子どもたちが、条約を世間に周知するとともに、自ら条例を制定しようとする動きがある<sup>29</sup>。

富山県射水市に拠点を置く「とやま子どもの権利条約ネット」(以下、「子どもネット」とする。) は、2009年に「子どもの権利条約フォーラム」全国大会を富山に誘致しようとする動きがきっか けとなり、そこに応募した実行委員が主軸となって組織された<sup>30</sup>。「子どもネット」の主な活動内 容は、「子どもの権利条約」の普及・啓発であり、「子どものことは、子どもが決める」「子どもの ことは子どもに聞け」をモットーに、大人も子どもも互いに尊重した意見交換が行われている。

「子どもの権利条約フォーラム 2009 in とやま」の開催のために、主体的に活動できる子ども実行委員が募集された。その方法は、富山県内の小学 5 年から高校 3 年までの全員(約 8 万人)に対し、学校を通して実行委員募集のチラシを手渡しするというものであった。その結果、37 名の実行委員(1 期生)が誕生した。

2009年のフォーラム以後、富山・石川・福井の北陸 3 県で子どもに関わる団体が「子どもの権利条約」の理念に基づき連携・交流する、「親と子のリレーションシップほくりく」が発足した。 3 年ごとに富山県が開催地となることから、子ども実行委員として、2012年には 2 期生 26 名、2014年には 3 期生 16 名、2018年には 4 期生 18 名が加わった。10 年目となる 2019年 1 月現在、その後の出入りがあって、総数は小学 3 年から社会人までの計 39 名である。本来、「子どもの権利条約」にいう「子ども」は 18 歳未満であるが、当時高校生であった 1 期生も継続して活動しているため、年齢構成にばらつきがある。一方、大人実行委員は、富山県内で子どもへの暴力防止や子どもの居場所づくり等、子どもに関わる活動団体からの参加が多く、現在 24 名である。

「子どもネット」の設立は、「子どもの権利条約フォーラム 2009in とやま」の実施が直接のきっかけではあったが、2003 年 4 月に施行された「小杉町子どもの権利条例」(小杉町は 2005 年 11 月 1 日に射水市へ統合されたため廃止)と、同年 8 月に開所した小杉町子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」(運営委員長・明橋大二氏)の存在が大きく影響していると言えよう。とくに、旧小杉町「子どもの権利条例」は、足かけ 4 年にわたる条例制定過程に子どもたちが参加し、意見表明するという手続きがとられ、子どもの権利条約を実践したものとして注目された31。

#### (2)「子どもがつくる子どもの権利条例」(子どもがつくる条例)の制定過程

「条例」とは、日本国憲法 94 条が規定するように<sup>32</sup>、地方議会に対して「法律の範囲内で」制定権が認められるものである。地方議会の議決を通して住民の意思が実現できる点で、「民主主義の実現にとって大きな意味を持つ」<sup>33</sup>と解される。こうした本来の条例の意義と区別するため、以下、「子どもネット」の試みによるものを「子どもがつくる条例」としたい。

さて、「子どもネット」の活動の一環に、毎年1泊2日で行われる夏合宿がある。2016年8月4~5日、立山町で7回目となる夏合宿が開かれ、そこで「子どもから提案する子どもの権利に関する条例」づくりが始まった<sup>34</sup>。「子どもの権利条約」について学んだ当時高校2年生の実行委員が、「条約が世間に知られていないことが歯がゆい」という思いから、自治体に子ども条例を制定してほしい、そのために子どもたちから何かを提案したい、と発言したことが契機となった。

2016年度に行われた「子どもがつくる条例」づくりでは、以下の点が委員間で合意された。

- ・大人に向けて「こうして欲しい」というものではなく、同世代の子どもに向けての条例で あること
- ・前文には、「こういう思いで作った」という考えを入れること
- 命に関すること
- ・大人は子どものお手本になって欲しいこと

同年福井県で開催された「親と子のリレーションシップほくりく」では、「子どもがつくる条例」 に取り組み始めたという活動が報告された。

その後、「子どもがつくる条例」で取り上げる条文や表現方法について、議論が重ねられていった。県外の大学に進学したため議論に参加できない1期生には、手紙で意見を聞くとともに、募集してすぐの4期生に対しても、「子どもの権利条約」の理念と活動の意味を伝え意見を募った。結局、条約の内容を理解し、それを自らの言葉に置き換えることが出来る小学3年以上の子ども実行委員の意見が集約されることとなった。

#### (3)「子どもがつくる子どもの権利条例」

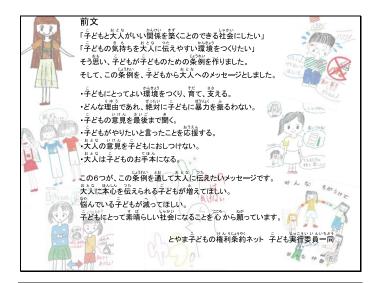
「子どもがつくる条例」は、2018 年 10 月 20 日に開催された「親と子のリレーションシップ ほくりく in とやま」(於:富山県総合福祉会館)で、スライドを用いて報告された。イラストも、子ども実行委員らの手による(下記参照)。

スライド 1

「子どもがつくる 子どもの権利条例!

> ~これは「子ども」のための条例 であることを忘れない~

#### スライド 2



#### スライド 3

\*「わたし」のところに <sup>にぶん なまえ い</sup> 自分の名前を入れて読んでみよう

#### スライド 4

#### 1.いじわるはやめて

みんな、イヤな言葉を言われたり、 勝手に人にヒミツを教えられたり、 無視されたり、けられたりされたら 悲しいよね。相手にも「心」が あるよ。だから、いじわるはゼッタイ にダメだよ。いじわる、キライだ!



#### スライド 5

# 2.いじめられた時は

もし、いじめられたら解決方法を がが考えて、やってみるのがいいんだ。でも、 それができなかったら、お父さんでも お母さんでも、学校の先生でも、信頼 できる(話せる)人に話してみてね。 たたなは、助けを求めるまで待っていて ください。



#### スライド 6

## 3.言ってもいいんだよ

みんなにも言いたいことはあると思うんだ。「わたし」の話を言える 場所があるし、聞いてくれる人がいるよ。 そして何でも言っていいんだよ。でも、 相手がいやなことは、言ったらダメ だよ。「わたし」だけ言ってても、相手は 業しくないよね。だから、相手の話も 聞いてほしいんだ。首分の思いを伝える のは、話すだけじゃないよ。書いたり、体を 使って説明したりして伝えてもいいんだよ。



#### スライド 7

# 4.気持ちを考えてみて

「わたし」に関ったことがあったら、 誰かに訪けてほしいよね。そんなときは 誰かが「わたし」を助けてくれるよ。それと 筒じで、相手も助けてほしいときが あるんだ。だから、困っている人がいたら 助けてあげてほしいんだ。そして、お父さんやお母さんの気持ちも 考えて、 間いてほしいんだ。



#### スライド8

#### 5.みんなちがってみんないい

メガネをかけている人、みんなより 背が高い人、人はみんなちがう よね。それと同じように、障害を 持っている人、見ためがちがう人、 ちがう国の人。そんな人たちを 仲間はずれにしないでね。「わたし」と 同じた人なんてなかなかいないんだ。



かけえい

#### スライド 9

#### 6.じぶんらしく

やりたいこと、参加したいことは
どんどん自由にやってもいいんだよ。
でも、人の迷惑になると思うことは
しないでね。考え(思い)や、やりた

ことをうばわれることはないよ。

「子どもがつくる条例」は、前文のほか全6条からなる。サブタイトルが示すように、「『子ども』のための条例であることを忘れない」という視点から読むと、現代社会で生きづらさを感じる子どもたちの率直な思いがくみ取れるようである。

前文において、「大人に伝えたい」6つのメッセージは、「子どもの権利条約」を学んだうえで、自らが持つ自由と権利を意識しながら編み出されたものである。第1メッセージ「子どもにとってよい環境をつくり、育て、支える」と第4メッセージ「子どもがやりたいと言ったことを応援する」は、条約の柱である「生きる権利」と「育つ権利」を表現したものである。また、第2メッセージ「どんな理由であれ、絶対に子どもに暴力を振るわない」と第5メッセージ「大人の意見を子どもに押しつけない」は、条約の「守られる権利」を実現するために、現代社会において大人からの虐待や暴力で自由や生命が脅かされる子どもたちの声を代弁するものだと考えられよう。そして、第3メッセージ「子どもの意見を最後まで聞く」は、条約の「参加する権利」を意識したものだと言える。最後の第6メッセージ「大人は子どものお手本になる」からは、どのような大人が具体的にイメージされるのか漠然とした印象であるが、上記5つのメッセージの反対解釈から理解することはできるだろう。

「子どもがつくる条例」の全6条のうち、最も議論が紛糾したのは、第1条「いじわるはやめて」であった。当初、「暴力はやめて」という文言の予定であったが、小学生が議論に加わったこ

とで、「暴力」という用語は難しすぎるという意見や、嫌な思いにつながる行為(たとえば「無視」) も含むべきだという意見等を受け、「暴力」から「いじわる」へと変更された。この文言の変更に 伴い、第2条も、「いじめはダメ」という行為主体に対する禁止規定ではなく、行為の客体に向け て対処方法を提案する「いじめられた時は」へと修正された。

「子どもがつくる条例」の条文を考案し文章化する作業は、基本的に子ども実行委員のみで行われた。たしかに、実行委員の募集や夏合宿の運営等は、大人の発想により準備され実施されたものではあったが、それに参加した子どもたちは、大人の予想を超えて、積極的な活動を展開している。その一例が、「子どもがつくる条例」づくりであったと考える。

条例づくりでは、「意見」がまとまりそうな局面を前に、「参加できなかった子ども実行委員の意見を聞く必要がある」と見直しを提案する声があがり、また、小学生の委員からは、言葉の意味がわかるまで食い下がり、新たな表現を共同して見出そうとする活動がみられた。第6条の「じぶんらしく」は、2018年の完成版で追加された条項であり、小学生を含む「4期生の気持ち」が盛り込まれたものだという。

「子どもがつくる条例」は、文言としての曖昧さや議論の余地が残る箇所があることは否めない。たとえば、第2条の「大人は、助けを求めるまで待っていてください。」は、子どもの意見表明権の具体化であると考えられる反面、大人実行委員からは、親からの虐待を受けているような場合、「本当に子どもが声を上げるまで待っていていいのか」と疑問が出された。しかし、「子どもがつくる条例」そのものが、子どもたち自身の意見表明の果実であるという原点に立ち戻ることで、「大人にこんな対応をしてもらえたらうれしい」という率直な意見として、受け止められることとなった。

現在大学生となった 1 期生の言葉を借りれば、「フォーラムで最も意識し、伝えねばと思ったことが『意見を表明することの大事さ』」であり、「子どもしか言わないこと。それが子ども実行委員の果たすべき役目だと考えていました」と述べる<sup>35</sup>。そのような「もの言う子どもたち」の存在こそ、「子どもがつくる条例」づくりを支えたと考えられる。

#### 5. まとめにかえて

本稿では、現代の日本において、「子どもの権利条約」の理念や権利をどのように実現し拡充することができるか、富山県と広島県に限定したものではあるが、権利主体である子ども自身が積極的に活動している実践事例について報告した。

東広島市にある「さざなみの森」の保育実践では、乳幼児期における子どもが、一個人として活動することを尊重し、「食」への配慮を通して、子どもが生き、育つ権利を獲得するとともに、子どもの「一人に世界」を保障することで、個人としての意見を確立し表現する力の養成に関わっている。

また、富山市生活保護世帯等「学習支援事業」と富山国際大学発「子ども食堂」の実践は、年齢的には「大人」である学生たちが、「少し前までは子どもであった」という事実を活用し、年齢的に近い関係にある子どもたちを、「食」と「学習」において支援する挑戦である。多様な要因からなり、かつ要素を含む「子どもの貧困」という現代的課題に対して、大学生が企画する学習支

援機能を有する「子ども食堂」は、「昨日の子ども」(=大学生)が主体となって「未来の大人」 (=支援を要する子ども)を支援する、と捉えなおすこともできるだろう。

最後に紹介した、富山県の子どもたちによる「子どもがつくる子どもの権利条例」は、ロジャー・ハートの「参画(participation)のはしご」モデルを用いれば、子どもの意見表明権の行使の一例であると同時に、民主主義のトレーニングの意味において大変ユニークなものであると考える36。「参画のはしご」は、ニューヨーク市立大学の環境心理学教授であるハートが、子どもの社会的参加に関する段階的枠組みを提唱したモデルとして有名であるが、そこでは、子どもの社会への参画形態が8段の「はしご」で示される。地上から3段目までは、大人にやらされていたり形だけの参画であったりするため、実質的には「非参画」であると考えられている。これに対し、子どもにも活動の情報や役割が与えられたり、大人から意見を求められたりする段階は、「参画」として位置づけられる。「参画のはしご」の最上段である8段目は、「子どもが主体的に取りかかり、大人といっしょに決定する」という状況であるが、「子どもがつくる子どもの権利条例」の制定過程をみると、この段階に近い活動ではないかと考える37。

「子どもの権利条約」12条で意見表明権が確保される「自己の見解をまとめる力のある子ども」 (the child who is capable of forming his or her own views) は、成長発達段階に応じて、また、その個性に応じて、多様な捉え方が可能になるであろう。乳児期から 18 歳直前に至るまで、ひとくちに「子ども」と言っても、成長や環境の変化にともなって、その見解は質量ともに豊かになっていき、それを表現する方法も多様になっていく。子どもたちが、成長発達段階に応じて、社会の一構成員としてその意思決定に関わろうとする思いを、どこまでまたどのように実現できるか、大人たちの民主主義の度合いが問われている。

本稿は、1・4・5を彼谷、2を本江、3を村上が担当した。

#### <謝辞>

本稿執筆にあたり、認定こども園さざなみの森園長・ 難波元實氏ならびに同園保護者・山 崎茜氏、とやま子どもの権利条約ネット代表・明橋大二氏ならびに大人実行委員・土井由三 氏・楠井悦子氏には、取材協力と資料提供をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

本稿は、平成30年度富山国際大学長裁量経費採択研究「幼児期からの主権者教育に関する 理論的構築と実践的研究」(代表・彼谷環)の成果の一部である。

#### 【註】

- 1 公益財団法人日本ユニセフ協会の HP
  - https://www.unicef.or.jp/about\_unicef/about\_rig\_list.html(2019年2月26日情報取得)
- <sup>2</sup> 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『[逐条解説]子どもの権利条約』(日本評論社、 2009年) 6頁(荒牧執筆部分)。
- 3 子どもの権利条約第44条1項「締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる 時から2年以内に、(b)その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のため にとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事 務総長を通じて委員会に提出することを約束する。」(公益財団法人日本ユニセフ協会の翻訳 に基づく。)
- 4 2019 年 2 月 25 日に出された日本弁護士連合会「国連子どもの権利委員会の総括所見に関する会長声明」も参照。
  - https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2019/190225.html(2019年2月26日情報取得)
- <sup>5</sup> CRC/C/JPN/CO/4-5, distr.: General 1 February 2019. https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/JPN/CRC\_C\_JPN\_CO\_4-5\_33812\_E.pdf(2019年2月26日情報取得)
- 6 「保育所保育指針(厚生労働省告示第百十七号)」(厚生労働省、平成29年)50頁。
- 7 「幼稚園教育要領(文部科学省告示第六十二)」(文部科学省、平成29年)2頁。
- 8 同上・2頁。
- 9 前掲6・53頁。
- 10 認定こども園さざなみの森 広島県東広島市西条町寺家 261

園地総面積: 17,110 ㎡ 園地: 8,658 ㎡ 第1園庭: 2,833 ㎡ 第2園庭: 5,619 ㎡

1979 (昭和54) 年 「板橋さざなみ幼稚園」として開園

2000 (平成 12) 年 3代目園長 難波元實 就任

2011 (平成 22) 年 幼保連携型認定こども園に移行

- 11 前掲6・13~16頁。
- 12 前掲7・3~5頁。
- 13 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府 文部科学省 厚生労働省告示第一号)」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省、平成 29 年)7~12 頁。
- 14 大豆生田啓友編『「子ども主体の協同的な学び」が生まれる保育』(学研教育みらい、2014年)、大豆生田啓友編『「対話」から生まれる乳幼児の学びの物語―子ども主体の保育の実践と環境―』 (学研教育みらい、2016年)。
- 15 宮里暁美監修『0—5 歳児 子どもの「やりたい!」が発揮される保育環境』(学研プラス、2018年)。
- 16 松本信吾編著、広島大学附属幼稚園監修『身近な自然を活かした保育実践とカリキュラム環境・人とつながって育つ子どもたち』(中央法規、2018年)。
- 17 原田正樹「福祉教育の考え方」上野谷加代子・原田正樹監修『新福祉教育実践ハンドブック』(全国社会福祉協議会、2014年)10~11頁。
- 18 阿部彩「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」 『季刊社会保障研究』46巻4号 (2011年) 354~367頁。

- 19 松本伊智朗「子どもの貧困研究の視角」浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』(明石書店、2008年)13~61頁。
- <sup>20</sup> 松村智史「子どもの貧困対策における福祉と教育の連携に関する一考察—生活困窮世帯の子ど もの学習支援事業から—」 社会福祉学 58巻2号 (2017年) 1頁。
- <sup>21</sup> 本節での「子どもの貧困」は、厚労省やOECDに従い、等価可処分所得の中央値50%未満の世帯で、18 歳未満の子どもが置かれている貧困(相対的貧困)状態を指すこととする。
- <sup>22</sup> 厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書(平成 25年1月25日)」

http://www.soumu.go.jp/main content/000305402.pdf (2019年2月25日情報取得)

<sup>23</sup> 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室「平成29年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」2頁。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000175536.pdf(2019年2月25日情報取得)

<sup>24</sup> 富山国際大学 SSW・BBS 研究会は、2013 (平成 25) 年に結成した研究会。

SSW とは、「School Social Work」の略で、学校教育現場で子どもたちが直面する苦しみや悩みを社会福祉の専門知識を用いて、周囲の環境に働きかけて問題解決を図る援助技術を意味している。また、BBS とは、「Big Brothers and Sisters Movement」の略で、少年少女たちに兄・姉のような存在として関わり、犯罪や非行を予防していく援助活動である。

- 25 前掲 16·1~2 頁。
- <sup>26</sup> 岡部卓「貧困の世代間継承にどう立ち向かうのか—生活保護制度における教育費保障の観点から」『貧困研究』第11号(2013年)29~39頁。
- <sup>27</sup> 農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める 食育活動事例集」(2018年)1頁。 http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/00zentai.pdf(2019年2月25日情報取得)
- 28 大学コンソーシアム富山 「子ども食堂」の新たなニーズに関する調査研究〜学習支援という新たな付加機能に焦点を当てて〜 平成29年度「学生による地域フィールドワーク研究助成事業」助成対象研究 成果報告書(優秀賞受賞)

http://www.consortium-toyama.jp/student.html#tiiki (2019年2月25日情報取得)

- <sup>29</sup> 以下の記述は、2019年1月27日富山国際大学呉羽キャンパス彼谷研究室で行われた「とやま子どもの権利条約ネット」大人実行委員の土井由三氏と楠井悦子氏の聞き取りに基づく。
- <sup>30</sup> 中日新聞 2017 年 4 月 24 日付け「NPO 通信 富山子どもの権利条約ネット(4) 大人に思い 伝えよう」(明橋大二執筆)

http://www.chunichi.co.jp/article/toyama/toku/npo/CK2017042402000203.html(2019年2月15日情報取得)

- 31 町村合併後の射水市も、「射水市子ども条例」をもつ。ただし、条例のタイトルからは子どもの「権利」という文言はない。旧小杉町子どもの権利条例の制定過程と特徴については、彼谷環「子ども条例の制定に関する考察—富山県における先行事例を素材として—」富山国際大学子ども育成学部紀要第1巻(2010年)45~48頁。
- 32 日本国憲法 94 条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する 権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」
- 33 辻村みよ子『憲法〔第6版〕』(日本評論社、2018年) 501頁。

- 34 中日新聞 2017 年 3 月 27 日付け「NPO 通信 富山子どもの権利条約ネット(1)条例作り 大人と協働」(吉川夕佳執筆)
  - http://www.chunichi.co.jp/article/toyama/toku/npo/CK2017032702000212.html(2019年2月15日情報取得)
- 35 中日新聞 2017 年 5 月 15 日付け「NPO 通信 富山子どもの権利条約ネット(6) 意見表明する大切さ」(須賀圭太執筆)
  - http://www.chunichi.co.jp/article/toyama/toku/npo/CK2017051502000191.html(2019年2月15日情報取得)
- 36 ハートがいう「参画」とは、「人の生命や人間が暮らすコミュニティーの生活に影響を与える 意思決定を共有するプロセス全般を指す」。参照、ロジャー・ハート著、木下勇・田中治彦・ 南博文監修、IPA 日本支部訳『子どもの参画―コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画 のための理論と実際』(萌文社、2000 年)42 頁。
- 37 ハートの「参画のはしご」は、社会学者のアーンスタインが提唱した「住民参加の梯子」に 起因しており、子どもが一住民として民主的に参加していくモデルが想定されたものであると 説明される。詳細は、山下智也「子ども参加論の課題と展望―ロジャー・ハートの『子ども参 画』論を乗り越える―」九州大学心理学研究第10巻(2009年)101~103頁。